

北但行政事務組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例

〔令和5年11月1日〕
条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する条例で定める契約（以下「長期継続契約を締結することができる契約」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 電子計算機、事務用機器、車両、ソフトウェアその他の物品を借り入れる契約及びそれに伴う保守、維持管理等に関する契約で、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、毎年度の当初から役務の提供を受ける必要があり、複数年度にわたる契約を締結しなければ安定的な役務の提供の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、長期継続契約を締結しなければ当該契約に関する事務の取扱いに支障を及ぼす契約のうち、管理者が特に認めるもの

(契約期間)

第3条 長期継続契約を締結することができる契約の期間は、5年以内とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。